

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天理市長 並河 健

市町村名 (市町村コード)	天理市 (29204)
地域名 (地域内農業集落名)	福住地区 (別所・浄土・上入田・南田・中定・井之市・小野味・上山田・中山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

福住地域は天理市東部に位置する中山間地域である。該当集落の農地面積は71haで主な生産品目は水稲。兼業農家が主となっている。

【課題】

- ・後継者及び担い手不足による耕作放棄地の増加。
- ・農作物への鳥獣害被害。
- ・圃場が小さく形が歪であるため、作業効率が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・福住地域の農業委員及び農地最適化推進委員が中心となって営農組織を設立し、圃場の集約化・保全を図る。
- ・集約化を行うため、地域内の圃場について農地整備を推進し、中山間でも生産可能な高収益作物(サツマイモ、大根、トウモロコシ等)の作付けを行う。
- ・高収益作物については、企業と連携してブランド化を行い、営農組織における収益力向上を目指す。
- ・農地について、主に圃場整備を行った農地については営農組織が担い手となり、その他については所有者による自己保全により耕作放棄地化の予防に努めることとする。
- ・積極的に新規就農者の呼び込みを行い、後継者確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現在、所有者及び耕作者が耕作している圃場及び圃場整備を行うこととしている農用地を農業上の利用を行う農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・圃場整備を行い、農地の集約化・作業の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者が耕作できない農地については、基本的に中間管理機構を通じた権利設定を行い、担い手へ貸し出す。 ・圃場整備を行った農地については、基本的に営農組織が中間管理機構を通じた権利設定を行ったうえで担い手となる
(3)基盤整備事業への取組方針
・営農組織で圃場整備すべき地域を選定し、事業実施に向けた話し合いを継続して行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・営農組織へ様々な農業知識・経験を持つ農業者の参画を呼び掛け、多様な経営体の確保・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・圃場管理をする中で必要と判断した場合には活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①メッシュ柵等を活用した獣害対策を継続して行う。
- ②有機肥料を使用した循環型農業を推進する。